

福岡都市計画地区計画の決定(福岡市決定)

都市計画松山二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名	称	松山二丁目地区地区計画	
位	置	福岡市城南区松山二丁目の一部	
面	積	約 1.0 ha	
地区計画の目標		<p>当地区は、本市の都心部から南西へ約5 kmに位置し、都市計画道路烏飼梅林線に面するとともに、現在建設が進んでいる福岡都市高速鉄道3号線の七隈駅、金山駅に近接した交通利便性の高い地区である。</p> <p>当地区においては、都市計画道路烏飼梅林線の整備が完了し、また平成17年春には福岡都市高速鉄道3号線の開業が予定されており、今後、駅に近接した幹線道路沿道としての機能の強化が望まれている。</p> <p>このため、駅に近接した幹線道路沿道にふさわしい商業・業務施設等の誘導を行うとともに、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発	土 地 利 用 の 方 針	周辺環境との調和に配慮した、土地の合理的かつ健全な高度利用と良好な市街地環境の形成を図る。	
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	<p>周辺環境と調和した商業・業務施設等の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>良好な都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>	
地	面	積	約 1.0 ha
区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に掲げる用途に供する建築物 2. 建築基準法別表第二(へ)項第二号に掲げる工場 3. 建築基準法別表第二(と)項第三号に掲げる工場
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物の屋根・外壁、屋外広告物並びに高架水槽その他戸外から望みできる部分は、都市景観に配慮し、周囲の環境と調和するよう形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、都市計画道路烏飼梅林線に面するとともに、福岡都市高速鉄道3号線の七隈駅、金山駅に近接した交通利便性の高い地区であり、今後、駅に近接した幹線道路沿道としての機能の強化が望まれている。


このため、駅に近接する幹線道路沿道にふさわしい商業・業務施設等の誘導を行うとともに、良好な市街地環境の形成を図るため、本案の通り決定するものである。

福岡都市計画 松山二丁目地区地区計画 計画図 S=1:2,500



0 10 30 50 100 250m

①-②	道路中心
②-③	地番界
③-④	水路中心
④-①	道路中心

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
---	----------------------

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)